

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第5回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第188号 南部地域療育センターの指定管理者の指定について

資料1 指定管理者指定議案に係る参考資料

別紙 指定管理予定者の選定結果について

令和5年11月21日

健康福祉局

1 管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称	南部地域療育センター
(2) 所在地	川崎市川崎区中島 3 丁目 3 番 1 号
(3) 設置条例	川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例
(4) 設置目的	本施設は、障害児及び心身の成長や発達に心配のある児童に対して、それぞれの特性に応じた相談支援、医療、療育（児童発達支援）の提供等を行い、児童の成長をサポートするとともに、保護者や地域の関係機関（保育所、幼稚園、学校、障害児通所施設等）に対する専門的助言・提案等を通して、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援することを目的として設置しています。
(5) 施設の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関すること (2) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援に関すること (3) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること (4) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援に関すること (5) 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援、障害者総合支援法第 5 条第 18 項に規定する特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること (6) 障害児及び心身障害の疑いのある児童に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価に関すること (7) 障害児等に対する療育訓練及び助言・指導に関すること (8) 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供に関すること (9) 施設の維持管理に関する業務に関すること (10) 学習や遊戯指導等の家庭支援員に関すること (11) 地域における障害等の理解の促進や、関係機関・教育機関等における療育の質の向上などを目的として、研修の実施、実習等の受入れ及び講師派遣を行う。また、保護者に対する療育講座等を実施すること (12) 子ども発達・相談センター及び医療的ケア児・者等支援拠点をはじめとする関係機関と連携し、地域の中核機関としてこれらの機関の支援を行うとともに、ニーズに応じた適切かつ柔軟なサービス提供を行うこと (13) その他施設の目的を達成するために必要な業務に関すること
(6) 現在の管理者	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
(7) 現在の管理運営費	3 2 3, 7 0 7, 0 0 0 円（指定管理期間の平均金額）

2 指定管理者となる団体の概要

名 称	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団	
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号	
代 表 者 名	理事長 成田 哲夫	
設 立 年 月	昭和61年2月1日	
基 本 財 産 又は資本の額	基本財産合計 2,698,513,027円	
職 員 数 又は従業員数	理事6名、監事2名、職員944名	
設 立 目 的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
事 業 概 要 (令和4年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者支援施設の経営 (2) 特別養護老人ホームの経営 2 第2種社会福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者福祉センターの経営 (2) 障害福祉サービス事業の経営 (3) 地域活動支援センターの経営 (4) 一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営 (5) 老人短期入所事業の経営 (6) 老人デイサービス事業の経営 (7) 介護保険法に基づく第1号通所介護事業の経営 (8) 老人介護支援センターの経営 (9) 保育所の経営 (10) 児童厚生施設（児童館）の経営 (11) 放課後児童健全育成事業の経営 (12) 地域子育て支援拠点事業の経営 (13) 障害児通所支援事業の経営 3 公益を目的とする事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 居宅介護支援事業の経営 (2) 地域包括支援センターの受託 (3) 川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託 (4) 地域生活支援事業の受託 (5) 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例に基づく障害者センターの受託 	
決 算 (令和4年度)	事業活動収入計(1)	6,354,086,535円
	事業活動支出計(2)	5,762,800,341円
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	591,286,194円
	施設整備等収入計(4)	171,678,770円
	施設整備等支出計(5)	416,034,904円
	市施整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△244,356,134円
	その他の活動収入計(7)	184,994,676円
	その他の活動支出計(8)	167,025,292円

その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	17,969,384円
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	364,899,444円
前期末支払資金残高(11)	4,319,662,070円
当期末支払資金残高(10)+(11)	4,684,561,514円

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項 目	事業内容
障害者支援に対する考え方、方向性、取組	(1) 障害児の地域生活を支援する療育拠点としての中核的な役割 (2) 障害児の療育と合わせ家族支援を重視した取組 (3) 訪問による支援を重視した取組 (4) 医療・保育等の関係機関との連携による効果的な支援等
施設運営計画(提供するサービスの考え方、日課等)	(1) あらゆる相談に対する継続的かつ一貫した支援 (2) 訪問を基本とした支援 (3) 継続的な医師の確保による安定した医療の提供 (4) 「きょうだい児保育」の継続 等
他機関等との連携についての考え方	(1) 幼稚園や保育園等の関係機関との密接な連携 (2) 定期的な関係機関への研修や関係機関との連絡会の実施等
課題の把握及び重点的な取組についての考え方	(1) 学齢期相談件数の増加やニーズの多様化に伴う対応 (2) 外国籍家庭への対応 (3) 医療的ケア児のニーズの増大に伴う対応 等
上乗せ提案	(1) 療育的支援が必要な学齢期児童の居場所作りの継続 (2) 心理士による保育園巡回相談の実施継続 (3) 家庭支援員との協力体制の継続 等

6 収支計画

(単位：千円)

項 目	金額 (消費税及び地方消費税を含む。)					合 計
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	
収 入	494,763	497,363	499,963	502,563	505,163	2,499,815
指定管理料	327,820	327,820	327,820	327,820	327,820	1,639,100
利用料金	162,850	165,450	168,050	170,650	173,250	840,250
その他の収入	4,093	4,093	4,093	4,093	4,093	20,465
支 出	491,491	494,954	498,137	501,219	504,083	2,489,884

南部地域療育センターの指定管理予定者の選定結果について

1 応募状況

説明会参加：0 団体

応募団体：2 団体（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団、株式会社エルチェ）

2 指定管理者選定評価委員会委員

村井 祐一（田園調布学園大学人間福祉学部 学部長）

隆島 研吾（神奈川県立保健福祉大学 名誉教授）

行實 志都子（神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部 教授）

渡部 匡隆（横浜国立大学大学院教育学研究科 教授）

内野 恵美（公認会計士）

3 選定理由

次期指定管理業務に関して仕様書に沿った提案がなされており、事業や収支の計画も妥当と言える。また、これまでの運営状況も良好であり、今までどおり安定した施設運営が見込まれること等を評価し、当該団体を選定した。

(1) 施設の設置目的の達成及びサービスの向上

障害の複雑化やニーズの多様化に対応する為、保育園や医療機関等の様々な関係団体との連携を積極的に図るなど、3次相談機関として役割や医療機関等の1次・2次相談機関へのバックアップ機能を果たしながら、地域におけるインクルージョンの推進等を行ってきたことを評価した。

(2) 施設機能の発揮と管理経費の縮減

人件費等の高騰により、利益率は低下傾向ではあるが、資金収支は安定しており、収支計画としても過大・過小なく適切な積算がなされている点などを評価した。

(3) 事業の安定性及び継続性の確保への取組

業務改善に向けた取組が具体的に示されている点や職員確保策が具体的に示されている点などを評価した。

(4) 応募団体自身に関する項目

当該施設に加えて、社会福祉事業等の運営実績が豊富であり、当該施設においても安定した施設の管理運営が見込まれることなどを評価した。

(5) 応募団体の取組に関する事項

利用者が法人施設の提供するサービスを安心して利用でき、かつ、個人に関する情報がみだりに公にされることの無いよう最大限の配慮が行われるように、情報公開に関する制度が整備されている点などを評価した。

(6) その他の事項

川崎市内の南部地域に開かれた施設としてその地域の特性に合わせた「地域に根差した施設運営」を行って、個別支援の強化や地域力の向上に取り組み続けている点などを評価した。

4 審査結果（※基準点600点以上）

選定基準	配点	社会福祉法人 川崎市社会福 祉事業団	(株)エルチェ
①事業目的の達成とサービスの向上への取組	350点	229点	223点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	275点	174点	181点
③事業の安定性・継続性の確保への取組	200点	123点	124点
④応募団体自身についての評価	100点	68点	60点
⑤応募団体の取組	75点	47点	50点
実績評価点 (標準を0点として、加減点)		0点	0点
合 計	1075点	686点	683点

5 提案額

年 額 327,820千円（1年間）
指定期間計 1,639,100千円（5年間）